

大切な命だから考えよう

犬・猫との暮らし方



飼い犬は、登録が法律で義務づけられています

生後90日を過ぎた犬は、法律により、飼い始めた日から30日以内に登録が必要です。市内の動物病院または環境総務課で登録してください。
犬の登録料 / 1頭 3000円

登録時に交付される鑑札は、必ず犬につけてください。鑑札を紛失・破損したときは、環境総務課に愛犬手帳を持参し、申請してください。
再交付手数料 / 1600円

排せつ物の処理は飼い主の責任

ペットのふんや尿の放置は、多くの人の迷惑になります。ペットの排せつ物は、飼い主が必ず持ち帰り、責任を持って処理しましょう。

住所変更や飼い犬が死亡した場合は届け出を

市内で住所を変更した場合や飼い犬が死亡した場合は、環境総務課に愛犬手帳を持参し、届け出てください。犬の死亡届は、市ウェブサイトで電子申請もできます。

▼くらしと市政↓電子申請↓電子申請サービスを利用する↓しずおか電子申請サービス(富士市トップ)↓環境総務課↓「犬の死亡届出書」

●死亡した犬・猫などの小動物の火葬
環境クリーンセンターの動物専用炉で火葬することができます。料金は、環境クリーンセンター(☎35)0081)にお問い合わせください。
※火葬の立ち会い、焼骨の返却は不可。

飼い犬が行方不明になってしまった場合は連絡を

飼い犬が行方不明になつてしまった場合は、市役所環境総務課、富士保健所、富士警察署に連絡してください。

【連絡先】

富士保健所 衛生薬務課(県)

☎(65)2154

富士警察署会計課 ☎(51)0110

また、県ウェブサイト「迷い犬情報」に、保健所で保護している犬の情報を公開しています。「静岡県迷い犬」で検索してください。



狂犬病の予防注射をしよう

日本では狂犬病予防法により、毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。集合注射を実施希望する場合は、4月に各地区まちづくりセンターなどで実施しますので、詳しくは、3月下旬に、犬の登録をしている所有者に送付される通知はがき、または市ウェブサイト(くらしと市政↓くらし・手続↓ペット・動物↓平成27年度狂犬病予防集合注射)をごらんください。

【集合注射のときの持ち物】

- ①愛犬手帳、②通知はがき(犬を登録している所有者に、3月下旬に送付)、③注射料(注射済票含む。1頭につき3400円)

※新規登録もできます(1頭につき3000円)。

※おつりのないようにご用意ください。

※12〜13時は受け付けを休止します。

※雨天でも行いますが、警報発令時は中止します。後日、別の会場か市内の動物病院で接種させていただきます。

※交付される注射済票の犬への装着は法律で義務づけられています。

※次の場合、当日注射ができないことがありますので、事前に動物病院にご相談ください。

「発情・妊娠・授乳中、ほかの病気の治療中、体調が悪い(下痢、嘔吐、発熱などがある)、注射後に具合が悪くなったことがある、ほかのワクチンを2週間以内に受けた」

※登録や死亡届などは、受付開始30分以降に来場し、手続してください。

猫

の飼い主さんへ



猫を飼うときのマナー

猫を屋外で飼うと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、猫への危険もいっぱいです。次のマナーを守りましょう。

- 室内で飼う
- 猫用トイレを設置する
- 避妊・去勢手術をする
- 首輪や迷子札をつける
- 最後まで面倒をみる

ちゃんと守ってほしいにゃ。

飼い主のいない猫にえさをあげている人へ

飼い主のいない猫は、もとは飼い猫が捨てられたり、家出や迷子などで行方不明になって自然に繁殖し、ふえたりしたものです。市には、毎年、飼い主のいない猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。

無責任にえさをあげるだけでは、猫がどんどんふえ、周辺環境を汚したり、近隣住民に迷惑がかかったりします。

置きえさはせず、排せつ物の処理をするなど、周囲の皆さんに迷惑をかけないように、責任をもってえさをあげましょう。



飼い主のいない猫を迷惑に思っている人へ

猫を迷惑に思う原因はさまざまです。「猫を追いつめたい」と言う人もいるかもしれませんが、市内では、猫に対する虐待事案が発生しています。しかし、猫がふえる原因を解決せずに猫だけを排除しても、時間がたてばもとの状態に戻ってしまいます。飼い主のいない猫を減らすための活動として「地域ねこ活動」があります。

「地域ねこ活動」をご存じですか？

「地域ねこ活動」とは、地域住民と飼い主のいない猫とが共生し、将来的に飼い主のいない猫を減らすことを目指す活動です。地域住民が主体となって飼い主のいない猫に、決まった場所でのえさ・水やり、排せつ物の処理、去勢・避妊手術を行います。市内でもボランティアの皆さんが、「地域ねこ活動」を行っています。こうした皆さんの活動により、猫の増加が抑えられている地域もあります。活動へのご理解をお願いします。



猫の去勢・避妊手術補助制度をご利用ください

市内外の動物病院で手術した際に病院で、「富士市ねこの去勢・避妊手術処理証明書」を発行してもらい、環境総務課に、手術した日を含め60日以内に申請すると補助金が交付されます。受付開始日／4月1日(水)

補助対象／市内在住で、みずから飼っている猫または市内に生息する飼い主のいない猫に手術をした個人及び「地域ねこ活動」を行う町内会(区)などの市内の団体

◎ 飼い猫

一世帯で年度(4月～翌年3月)ごとに2匹まで申請できます

◎ 飼い主のいない猫・地域ねこ

頭数制限はありませんが、一定の条件を満たす必要があります

補助額(1匹につき)／

去勢手術(雄)・避妊手術(雌)とも 一律 4000円

※補助金は、予算の範囲内で交付されます。早目に申請してください。

【持ち物】

- ①「富士市ねこの去勢・避妊手術処理証明書」、②手術費用の領収書の写し、③認め印(シャチハタ不可)、④振込口座がわかるもの

※証明書に記載する「飼養者など」「口座名義人」「申請者」「領収書」の宛名が同じ人に限ります。



飼い主の皆さんへ ペットの災害対策を

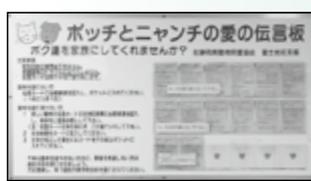
避難が必要な災害が発生した場合、飼い主は、できるだけ同行避難するか、ペットの適切な避難場所を確保することが必要です。日ごろから災害時に備えて、必要なしつけをし、ペット用のえさや水などの備蓄品を確保しておきましょう。

小さな命を大切に

動物をむやみに傷つけたり、捨てたりすることは法律で禁止されています。ペットを飼うことは、命を預かることです。複数飼うときは、自分が責任を持つ範囲で飼いましょう。どうしても飼うことができなくなったときは、大切に飼ってくれる人を探しましょう。



飼ってくださるときは、市役所1階北口の「ポッチとニャンチの愛の伝言板」をご利用ください。愛の伝言板は、譲りたい人と新しい飼い主の情報交換の場です。



問い合わせ／環境総務課

☎(55)2768 ☎(51)0522
ka-kankyousounu@div.city.fuji.shizuoka.jp